

災害時における応急対策用高圧ガス等の供給応援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用高圧ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用高圧ガス等の供給の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応急対策用高圧ガス等とは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 医療用の酸素ガス、液化窒素、笑気ガス、炭酸ガス（ドライアイスを含む）、滅菌ガス
- (2) 救助用の圧縮ガス、酸素、アセチレン、LPガス
- (3) 生活用の燃料用LPガス
- (4) 上記3項目のガス使用に必要な機材

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により高圧ガス等の供給の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策用高圧ガス等の供給の要請を必要とする事由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) 供給応援を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から応急対策用高圧ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により応急対策用高圧ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給した品目名とその数量
- (2) 供給した場所
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した応急対策用高圧ガス等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長

とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市久保田一丁目7番1号
山形県高圧ガス地域防災協議会
会 長 大 場 正 仁